

旭川工業高等専門学校ロボットコンテスト実行委員会規則

制定 平成30. 5. 17規則第19号

旭川工業高等専門学校ロボットコンテスト実行委員会規則

(設置)

第1条 旭川工業高等専門学校に、アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテスト2018北海道地区大会（以下「ロボコン地区大会」という。）の運営及び実施に関する企画・立案等を行うため、旭川工業高等専門学校ロボットコンテスト実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 実行委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生主事
- (2) 学生主事補
- (3) ロボット・ラボラトリ顧問教員のうちから1人
- (4) 総務課長
- (5) 学生課長

2 前項第3号の委員は、校長が指名する。

(委員長)

第3条 実行委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

2 委員長は、実行委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第4条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(陪席)

第5条 委員長は、課長補佐、係長その他必要な職員を陪席させることができる。

(事務)

第6条 実行委員会の事務に関することは、学生課が処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、実行委員会の運営及びロボコン地区大会の実施に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年5月17日から施行する。
- 2 この規則は、ロボコン地区大会の終了をもって廃止する。